平成２７年（フ）第１７８号
秋田市泉中央１丁目21番13号　キャッスルシーマＣ－２、前住所秋田市大町４丁目４番38号　コーポ大町405号
債務者　髙堰　弘文
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８４号
秋田市手形字中台72番地６
債務者　三浦由利子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８号
茨城県神栖市波崎9013番地１
債務者　根本　幸洋
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第５９号
茨城県神栖市波崎9013番地１
債務者　根本　芳江
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第１７２号
茨城県桜川市真壁町酒寄1347番地１
債務者　飯島　正美
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１９２号
茨城県筑西市横島895番地８
債務者　村井　秀樹
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１９３号
茨城県筑西市横島895番地８
債務者　村井　麻記
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１９７号
茨城県結城市大字結城11619－２　セジュール長尾Ｃ102、住民票上の住所茨城県結城市大字結城1621番地
債務者　鈴木のり子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７１４号
千葉県船橋市夏見６丁目７番14号　エールハイツⅡ－201号
債務者　畠山美智男
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７２９号
千葉市美浜区稲毛海岸１丁目２番９棟305号
債務者　福田　有子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７３９号
千葉県船橋市習志野１丁目３番３号　メゾンファミーユ203号
債務者　根上　宗雄
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７７６号
千葉市若葉区東寺山町936番地21　ハイツ寺山101号
債務者　石橋　義仁
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７９８号
千葉県習志野市谷津１丁目22番50号　ポポラーレⅡ104号
債務者　水谷　俊輝
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８１６号
千葉市中央区大巌寺町555番地２　ハイツ松本202号
債務者　下坂　美博
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８４８号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目２番５－402号
債務者　古川　晶央
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２０７号
山梨県笛吹市境川町大黒坂888番地
債務者　角田　和運
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４７２号
名古屋市港区港陽１丁目１番65号港陽荘415号
債務者　幅　美律子（旧姓長嶺・佐藤）
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

第明治三十五種郵便物認可　三年十一月三十日